

三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。そして、その権利を保障することは社会の責務である。

全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、その権利が保障される中で、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人生を豊かに生きる力を身につけることができる。

しかしながら、遊ぶ時間や場所を奪われ、加えて、デジタル化の進展により、実体験や対面でのコミュニケーションの機会が十分に得られない子どもがいる。また、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいる。さらに、児童虐待やいじめなどの権利侵害事例も多く発生している。

今こそ、全ての子どもが、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な遊びや体験をしながらのびのびと育ち、人との関わりの中で多様な価値観に出会うことで、自分も他の人も大切な存在であることを実感し、将来に夢や希望を持って暮らせる社会にしなければならない。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指して、子どもをまんなかに相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。

- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校等関係者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。
- 四 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- 五 子ども・子育て支援団体 子ども又は子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別も受けることがない。
- 二 子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。
- 三 子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。
- 四 子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を優先して考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力するものとする。
- 4 県は、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 5 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

（保護者の役割）

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援

を受けながら、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

第六条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。

3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な職場環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(子ども・子育て支援団体の役割)

第八条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子ども又は子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、第五条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるも

のとする。

- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
- 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
- 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

(人材の育成及び環境の整備)

第十六条 県は、子ども又は子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う子ども又

は子育て家庭を支える活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進が図られるよう、環境の整備を行うものとする。

(相談への対応)

第十七条 県は、子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口（ソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。）を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

第三章 施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

第十八条 県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第十条第一項の規定に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。

4 知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(子どもの視点に立った情報の提供)

第十九条 県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れ、及び理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(広報及び啓発)

第二十条 県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第二十一条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第二十二条 知事は、毎年、計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。